

## 第3回椎津川流域懇談会(平成20年3月13日)における主な意見と対応

| 意見者   | 意見要旨  | 意見分類    |               |               |               |               |                    | 当日の回答  | 対応方針<br>( )書きは整備計画(原案)の<br>該当ページ番号を示す                                 |
|-------|---|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|--|---|
|       |   | ①<br>治水 | ②<br>自然<br>環境 | ③<br>親水<br>利用 | ④<br>維持<br>管理 | ⑤<br>住民<br>協働 | ⑥<br>啓発<br>・<br>広報 |  |   |
| 田邊委員  | ・動植物の保護については、抽水植物や両生類と昆虫に関してつけ加えていただきたい   |         | ○             |               |               |               |                    | 指摘のあった抽水植物群落だとか、再生の目標とすべき種のところについては、どうい書きぶりかというのは精査させていただくとして、目標のところをつけ加えたい。           | 椎津川では両生類、昆虫の調査結果がないため具体の記載はできませんが、これらを特筆して抽水植物群落と関連性が高い旨を追記しました。(P20) |
| 佐久間委員 | ・植物、あるいは全体的な生態系に関して問題があるというのは、水質の悪化が一番問題なのではないか。  |         | ○             |               |               |               |                    | 椎津川は環境基準に指定されているわけではないが、B類型相当でありかなり良好なほうの部類に入る。工事の際には水質調査や環境調査を実施し、データについては情報提供していきたい。 | 水質については、最新データにおいても概ね良好なものとなっている。(P16)                                 |
| 国安委員  | 親水という面から、住民の川に対する意識をもっと深めようというような姿勢が必要であるということで、このアダプト・プログラムというのはこれからどんどんやられていくことなので、見守っていききたい。 |         |               |               |               |               | ○                  | -  | アダプトプログラムについては、前回からの記載どおり、整備計画本文に記載し対応していきたい。(P25)                    |
| 切替委員  | ・川幅がかなり広くなるということで、水の勢いで危険な部位というのはだんだんなくなっていくんじゃないか。   | ○       |               |               |               |               |                    | -  | 上流部の最新の改修イメージ図を整備計画本文に記載しました。(P23)                                    |
| 切替委員  | 砂子の橋のあたりに子供が降りられる階段が2カ所ぐらいあるが、降りていったところ箇所も危険のないようにしていただければなお良いと思う。                              |         |               | ○             |               |               |                    | -  | 親水性については、適正に利用できる旨を追記しました。(P20)                                       |
| 国安委員  | ・河川周辺の文化財や歴史的な地域の話なども、地域を知る、川を知るという意味では一つのいい材料になるんじゃないか。  |         |               |               |               |               | ○                  | 現在の資料の文化財資料は、流域全体の歴史をつかむという意味で記載させていただいている。  | 第5章第3節の河川愛護、環境教育の項に河川に対する歴史や文化についても環境教育の対象とする旨を追記しました。(P27)           |